大坂の教育

教育条件改善交渉に取り組む (9/2)

学校の施設設備に関する 教育条件改善交渉が9月2日 (水)にあり、組合本部作成の全体要求の他、9校の 分会から要求書が提出され、 県教育委員会との交渉が行 われました。

老朽化した校舎の改築

県の回答は、長寿命化計画の もとに、古い順から50年以上を 対象にしている、これまでは特 定の部位だけの改修を行ってき たが、大規模改修を行っていく という回答でした。

しかし、今回の交渉でも佐和 高校分会から「2011年東日本大 震災以降、体育館の雨漏りがひ どく、少しの雨でも漏れてくる ため体育の授業や部活動に大き な支障が出ている。雨漏りがし ないよう早急に対応すること」 という要求が出ています。交渉 の中でも、県教委から学校から 話を聞いているという話があり ましたが、組合として職場の声 を県教委に上げていくことが、 問題解決につながります。

超過勤務改善問題

組合は、「勤務実態調査結果 に基づいて、超過勤務が起きな いよう教職員数を大幅に増員し、 各学校の実情に応じて加配をす ること」という要求を出してい ます。

交渉の中で、県教委が決定した「教員の働き方改革モデル事業について質疑がありました。

モデル校は、中高一貫校では 日立一高、高校では水戸桜ノ牧 高・古河三高、特別支援学校で は水戸高等・境・下妻が対象に なっています。業務効率化を図 り、残業45時間超の教員ゼロを めざすというものです。

質疑の中で、県は月45時間、 年間360時間を上限規制とすると しているが、モデル校の目標も 年間360時間でやるのかという質 間に「年間360時間が原則です」 と回答しました。

茨城県高等学校教職員組合水戸市平須町1番93

Tel 029—305—3075 e-mail iba-kou@mito.ne.jp

また、超過勤務を教職員の責任にしないで、指導ではなく話し合いこそが大切ではないかという話になりました。

臨時教職員の任用空白期間

臨時教職員の任用が茨城県の 場合4月1日から3月27日になって いて、4日間が空白期間になって います。

全国的にもこの問題は大きな問題になっていて、他県では空白期間が1日で「空白の1日をなくす」という運動が広がっています。他県では、任用空白期間をなくす県も生まれています。

今回の交渉では、組合本部作成の要求書の他、高萩高校分会からも要求が出されました。

県の回答は「臨時教職員の任 用期間については、3月31日まで の任用を含め慎重に検討してま



いりたい」というものでした。

県の回答は昨年までの回答に 比べると一歩前進したものになっ ています。引き続き組合では、 任用期間の空白をなくすための 運動を強化していきます。

災害時の防災グッズ・備蓄 品を県費で

「災害時の防災グッズや備蓄 品の予算は学校の運営費で対応 することとしている」というの が県教委の回答で、この回答は 毎年変わりません。

しかし、交渉の中では運営費が少額のために、防災グッズ等の予算が足りないという話になり、特別支援学校の組合員からは「生徒が自費で用意してもらったものを持ってきてもらっている」という話が出ました。

県の保健体育科の担当者は 「生徒が自分で持ってきている ことは把握していない。県が負 担するものと考えている」とい う回答しました。

特別教室等のエアコン設置|

コロナ禍の中で、夏休み期間 中も授業になり、教室にはエア コンが付いていて問題はないの ですが、多くの学校では特別教 室にエアコンが設置されていま せん。特別教室での授業もあり、 各学校では特別教室にエアコン 設置をという要求が高まってい

ます。

県の回答は「多額の整備費用 が必要であり、各校の要望や教 室の使用状況などを引き続き調 査し検討してまいりたい」とい うものでした。

交渉のやりとりの中で、「各校の要望はバラバラで」という話も出ましたので、実際に県教委は各校に調査をかけていることがはっきりしました。

各学校で特別教室のエアコン 設置を実現していくためにも、 各学校で話し合いを継続し、学 校を通して要望を県教委に提出 していく必要があります。

まず、要求を出すことから

教育条件改善交渉のやりとり の中で、県から「学校から要求 や要望があがっていないので、 取り組んでいない」という回答 が返ってくることがあります。

いくつかの学校でプロジェクターが教室に設置されていないという話を聞きます。「全校設置を進めた時点で希望しなかったから」という話があるということも聞きました。

しかし、現時点で多くの教職 員が必要だということは学校と して要望し、組合として要求す る必要があります。そのために も、職場では改善アンケートな どを実施して、改善点を明らか にする必要があります。

茨城県の最低賃金10月から851円

8月21日に茨城労働局は、 茨城地方最低賃金審議会の 答申を受けて、茨城県の最 低賃金を10月1日から前年 よりも2円引き上げて851円 にすることを決定しました。

中央審議会の目安が公表されなかった

今年の茨城地方最低賃金審議会の最低賃金引き上げの審議は、中央審議会が安倍政権の「コロナ禍の中で、最低賃金の引き上げよりも雇用の確保」の宣言を受けて、各県の目安額が答申されない中で行われました。

茨城県高等学校教職員組合は 茨城労連の要請を受けて最低賃 金引き上げを求める意見書を提 出しました。茨城労連加盟組織 からは、8つの意見書が審議会に 提出されました。

また、大井川県知事も県知事 名で意見書を提出しました。これは茨城労連が毎年、県との交 渉の中で、要求してきたことで、 県知事名で意見書が提出された のは初めてのことです。

各県では3円、2円、1円、0 円の引き上げ

茨城県の最低賃金は2円引き上げになりました。他県では3円引き上げはDランク青森県(793円)等8県とCランクの徳島県(796円)1県で、2円引き上げがBランクの滋賀・茨城等14県、1円引き上げが神奈川・栃木等17県、引き上げなしが東京・大阪等7都道府県でした。

2円引き上げは他県に比べると 大分頑張った結果と言えますが、 茨城で取り組んだ最低生計費試 算調査結果「水戸市在住の25才 の青年労働者は、月25万円、年 収300万円、時給にすると1600円 必要」を踏まえると851円はあま りにも低い金額でしかありませ ん。引き続き、最低賃金を全国 一律1500円の運動を強化する必 要があります。



各高校では、アルバイト許 可証の見直しを

各高校では、茨城労働局の作った最低賃金ポスターを張り出すとともに、アルバイト許可証に時給額の記載を求めているかどうかを確認する必要があります。

現在、多くの学校で高校生は 保護者の経済支援や自分の進学 資金のためのアルバイトをして います。そうした高校生がブラッ クバイト先で働いていないかど うかの確認は高校の責任で進め るべきです。

最も簡単な方法は、アルバイト許可証に時給額が記入できるようにして、許可の段階で最低賃金以下になっていないかを確認することです。以下の場合は、よく説明してアルバイト先の変更を促す必要があります。また、最低賃金額との差額を請求できることもきちんと教える必要があります。

また、県の労働政策課が高校 生向けに発行している「労働法 制のパンフレット」では、働く 場合は必ず労働契約書を文書で 取り交わす必要があると法律で 決まっていると記載しています。

アルバイト申請の段階で、各 高校が労働契約書をアルバイト 先と結んでいるかを確認する必 要があります。

県立高等学校改革プラン実施プラン I期(第2部)の疑問点

県教委は8月末に「県立高等学校改革プラン実施プランI期 (第2部)を発表しました。

これは、2019年の2月の中高一 貫校の創設に続くものです。改 編内容は、①令和5年度につくば 工科高校の4学科(機械・ロボット工学・電気電子・建築技術) を科学技術科6学級にする、②令 和5年に友部高校普通科3学級をI T科2学級の昼間2部制(単位制) にする、③令和4年度に石下紫峰 高校と結城第一高校を外国人生 徒等に応じた学習支援の対象校 にし、外国人生徒の特例入学者 選抜の拡充をする、です。

改革プランの前文では、「基本プランにおいては、県立学校が果たすべき役割として、「地域の中の学校」として地域の人財を地域で育成すること、新たな価値を創造する「起業家精神」を育成することを掲げ、それらを実現することにより、活力と魅力ある県立高等学校づくりを進めていくこととしております」とあります。

しかし、「地域の人財」「起業家精神」「活力と魅力ある県立高校」が具体的に説明されておらず、それが3つの改編とどのようにつながっているのかがはっ

きりわかるように説明されていません。また、現代的なカタカナ言葉が多く、わかりにくさを 倍加しています。

2020年9月15日

そして、つくば工科高校と友部高校の改編は、これまでの県の学級編成の方針を考えると大幅な変更になっています。2つの高校とも生徒募集に困難を抱えている学校で、つくば工科高校を6クラスにした場合、生徒が集まるのか、集まると考えるその根拠はあるのかということが問題です。

また、今回の改革プランから 一律の適正規模を設定しないと なりましたが、友部高校の2ク ラスは、昼間2部制だから2ク ラスでよいとしているのか、昼 間2部制はフレックス制なのか が不明です。

外国人生徒に応じた学習支援 の必要性は対象校からどのよう な要望や問題点が上がっている のかをはっきりさせる必要があ ります。特に、学習支援事業の 運営費をどれくらいにしようと しているのかもはっきりさせる 必要があります。

組合が確認したところ、支援 員は1名配置とのことで、十分な 配置を要求する必要があります。